

○上福岡七夕まつり有料広告取扱要綱

平成28年5月31日

改正 令和5年4月17日

改正 令和6年4月15日

(目的)

第1条 この要綱は、上福岡七夕まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)が作成する印刷物、その他広告媒体として活用可能なもの(以下「広告媒体」という。)に掲載又は掲示(以下「掲載」という。)する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、上福岡七夕まつり(以下「まつり」という。)運営の自主財源の確保等を図ることを目的とする。

(掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) まつりの概要が掲載され、市内に全戸配布されるチラシ
- (2) 来場者に配布するまつり団扇
- (3) まつり東口本部会場ステージ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が可能であると上福岡七夕まつり実行委員長(以下「実行委員長」という。)が認めるもの

(広告の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載してはならない。

- (1) まつりの公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) まつりの社会的信用性又は信頼性を損なうおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 意見広告又は個人の宣伝を内容とするもの
- (5) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (7) 誇大表示、不良表示その他表現が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が広告として掲載することが妥当でないと認めるもの

(美観及び景観への配慮)

第4条 広告の掲載に当たっては、美観及び景観に配慮するとともに、まつりの本来の目的を損なわない範囲で行うものとする。

(広告掲載事務の取扱基準)

第5条 実行委員長は、広告の掲載に関し、この要綱に定めるもののほか、広告の対象となる広告媒体ごとに次に掲げる事項について取扱基準を定めるものとする。

- (1) 広告掲載の募集、申込及び受付方法
- (2) 広告の規格、色彩、位置、次期、期間又は回数
- (3) 広告掲載料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項
(広告の掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載希望者の募集は、広報紙、ホームページ等により公平に行うものとする。

- 2 広告の掲載希望の応募者が予定の数に満たない場合又は応募がない場合は、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の優先順位)

第7条 掲載する広告主の優先順位は、次に掲げる順とし、同一の掲載順位の中で申込みが予定の数を越えたときは、受付順により決定するものとする。

- (1) 市内に事業所等を有する法人又は住所を有する個人
- (2) 県内に事業所等を有する法人又は住所を有する個人
- (3) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (4) 前3号に掲げる以外のもの

- 2 広告媒体の性質上前項により順位を決めがたい場合にあっては、広告媒体ごとに優先順位を定めることができるものとする。

(有料広告審査)

第8条 実行委員長は、まつりに掲載する広告について適正な運営を図るため、有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 前項の委員会は、上福岡七夕まつり広報部会で組織し、委員長は、当該広報部会長をもって充てるものとする。

(委員会の所掌事務)

第9条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 広告掲載の可否に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認めること。

(会議結果等の報告)

第10条 委員長は、第8条の規定による委員会を開催し、速やかに当該委員会の会議結果を実行委員長に報告するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなかった場合については、この限りでない。

(広告の取消し)

第12条 実行委員長は、広告主が、広告媒体ごとに定める期日までに広告掲載

料を納付しなかったときその他広告の掲載に支障があると認めるときは、広告の掲載の決定を取消することができる。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 広告の内容について責任を負うこと。
- (2) 広告の掲載については、関係法令等を遵守すること。

2 広告主は、掲載の条件として原状回復の必要があるものは、掲載期間終了後、速やかに原状に復さなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月15日から施行する。